

当院は外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- **算定対象**：初診時・再診時・訪問診療時
- **対象職員**：医師を除く当院に勤務する全職員（看護職員・介護職員・医療事務・その他事務職員 等）

※令和8年改定により40歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年6月1日 鵜木医院

当院は入院ベースアップ評価料 60（1日につき 60 点）を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- **算定対象**：当院に入院されている患者様
- **対象職員**：医師を除く当院に勤務する全職員（看護職員・看護補助者・医療事務・栄養士・その他事務職員 等）

※令和 8 年改定により 40 歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、入院医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 8 年 6 月 1 日 鵜木医院